公益財団法人世界こども財団専門委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人世界こども財団定款(以下「定款」という。) 第48条の規定に基づき、公益財団法人世界こども財団(以下「この法人」 という。)の事業を推進するために設置された専門委員会の任務、構成及び運 営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 定款第4条に規定する事業を円滑に遂行するため、理事会は必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(委員の選任等)

- 第3条 委員の審議・選任は、理事会が行い、理事長が委嘱する。
- 2 各事業の委員会の委員は、6名以内を基準として選任する。
- 3 委員は、この法人の役員の推薦により、事業に精通する外部有識者等を選 任する。
- 4 支援内容、支援対象により必要に応じて、支援先の実情に詳しい者等委員 の増員選任を行う。
- 5 委員の選定基準は、別紙「専門委員会委員の選定基準」による。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した委員の補欠として、又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は他の在任委員の任期の残存期間と同一とする。

(構成)

- 第5条 前条の委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、理事会において選任する。
- 3 委員長は、理事長の命を受けて委員会の事務を総理する。
- 4 委員会の議長は、原則として委員長がこれに当たる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行 する。

(招集)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、原則として委員会開催日の5日前までに委員に通知しなければ ならない。ただし、緊急に召集しなければならない事由が生じた場合は、こ の限りではない。

(任務)

- 第7条 専門委員会は、支援プロジェクトの発掘・実施の可否・具体的内容・ 実施体制を検討する。
- 2 専門委員会は、各自のネットワークから国内外の要支援情報の収集を図る。
- 3 専門委員会は、国内外の情報について緊密な連携を取りながら、対象国や 対象地域の要支援プロジェクト内容案を必要性・緊急性から検討する。
- 4 専門委員会は、要支援プロジェクト内容・実施体制案を合議制により作成 する。
- 5 専門委員会は、支援プロジェクトの評価を行うとともに、その概要を理事 会に報告する。
- 6 専門委員会の各委員は、必要に応じ支援プロジェクトに参加する。

(予算)

第8条 理事会は、専門委員会からの要支援プロジェクト案を検討し、次年度 予算を決する。

(報告)

- 第9条 委員長は理事会で採択された要支援プロジェクトの執行状況を、都度、 理事長に書面で報告しなければならない。
- 2 必要がある時、各委員は、理事長の求めに応じ理事会に出席し、分掌事務の執行状況を報告しなければならない。

(連携)

第10条 委員会は、定款第50条に基づき設置された事務局と緊密に連携し、 分掌事務を遂行しなければならない。

(守秘義務)

第11条 委員長、副委員長及び委員は、職務の執行に関して知り得た秘密を 第三者に漏らしてはならない。 (補則)

第12条 その他、本規則の実施に関し必要な事項は、委員長が理事長に諮って 定める。

(改廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

【附則】

本規程は、平成27年3月3日から施行する。

専門委員会委員の選定基準

1 共通基準

- (1) 広く公益に資する公益財団法人としての役割を果たすため、専門委員会の委員は外部の有識者等を主体として構成すること。これがため、各支援事業の専門委員会の構成は、外部有識者等が過半数を超えるものとすること。
- (2) 外部の有識者等とは、各支援事業に精通する等、豊富な経験・見識・知 見を有する者を云う。
- (3) 各支援事業の委員は、6名(1名:支援・要請関係国(機関)含む)を 基準として委員を選定すること。
- 2 被災地の子どもたちや青少年への支援事業部専門委員会委員

以下の情勢等に精通し、豊富な経験・見識を有すること。

- (1) 国内外の災害対処情勢等(防災・地域振興・教育・環境・医療・精神衛生等分野に係わる専門的知見を有すること)・・・外部有識者:3名、世界こども財団等:2名
- (2) 支援・要請関係国(機関): 1名⇒支援・要請後、選任(理事長所定)
- 3 子どもたちや青少年の教育・保健衛生・医療環境の向上のための支援事業 部専門委員会委員

以下の情勢等に精通し、豊富な経験・見識を有すること。

- (1) 国内外の教育情勢等(大学等を含む学術・研究機関又は民間企業等において人財育成・人材開発また組織改革等に携わった経験があること。)・・・外部有識者:1名、世界こども財団等:1名
- (2) 国内外の保健衛生・医療情勢(保健衛生・医療分野等に係わる専門的知見を有すること)・・・外部有識者:2名、世界こども財団等:1名
- (3) 支援・要請関係国(機関): 1名⇒支援・要請後、選任(理事長所定)
- 4 子どもたちや青少年の国際相互理解の促進と健全な育成のための事業部専 門委員会委員

以下の情勢等に精通し、豊富な経験・見識を有すること。

(1) 国際情勢等(特に教育・留学・キャリアアップ等の分野において専門的知見を有すること)・・・外部有識者:1名、世界こども財団等:1名

- (2) 国内外のスポーツ・文化振興の情勢等(スポーツ・文化振興分野等において専門的知見を有すること)・・・外部有識者:2名、世界こども財団等:1名
- (3) 支援・要請関係国(機関): 1 名⇒支援・要請後、選任(理事長所定)

5 子どもたちや青少年自立支援事業部専門委員会委員

以下の情勢等に精通し、豊富な経験・見識を有すること。

- (1) 国内外の自立支援情勢等(自立支援(弱者・障害者・施設等)・キャリア アップ・地域振興に携わった経験がること)・・・外部有識者:3名、世 界こども財団等:2名
- (2) 支援・要請関係国(機関): 1名⇒支援・要請後、選任(理事長所定)